

医療衛生学部同窓会会員集会援助細則

(目的)

第1条 本細則では、北里大学医療衛生学部同窓会正会員（以下本会正会員）が次条に規定する集会を開催したとき、本会が集会に要した費用の一部を援助することについて定める。

(援助対象)

第2条 援助の対象となる集会は本会の目的に合致したものであり、本会正会員が代表者としてつぎのいずれかの集会を開催した場合とする。

- (1) 同期会
- (2) 30人以上の規模の集会で、参加者の60%以上を本会正会員が構成した集会
- 2 前項の規定にかかわらず、同一主旨の集会に対する援助は原則として年1回とする。
- 3 援助の適否並びに援助額は理事会で決定する。

(連絡)

第3条 集会の連絡は住所不明者を除き、該当する正会員に行うものとする。

(援助額)

第4条 援助額は集会開催のために要した案内印刷関連経費及び本会会員あての郵送費の合計とし、本会正会員1人あたり200円を上限とする。

- 2 1件の援助額の上限は40,000円とする。
- 3 葉書や封筒の印刷を希望する場合には、購入にかかる経費を減額した額を援助額とする。

(請求方法等)

第5条 集会の実施責任者は、集会開催後から2ヶ月以内に様式1により会員集会援助に係る請求を行うものとする。

- 2 請求期限を過ぎた場合または提出書類に不備がある場合は援助が行われないことがある。

(報告義務)

第6条 前条の請求には、集会案内を送付した本会正会員について次の事項を記載した名簿を添えるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 卒業年
- (3) 卒業学部・学科・専攻
- (4) 現住所
- (5) 勤務先
- (6) 勤務先住所
- 2 前項の各号のいずれかに変更または訂正があった会員には、名簿の当該訂正部分に赤下線を記入するものとする。

附 則

- 1 本細則は、平成 6年 5月 7日より施行する。
- 2 本細則は、平成28年 3月12日より施行する。